

埋蔵文化財発掘の届出の記入・提出方法 R7.1

●届出の申請書類書式・遺跡地図の入手方法

- ・国分寺市ホームページからダウンロード（※ページ番号：1004713）

→申請書ダウンロード → 文化財 → 埋蔵文化財発掘の届出（通知）

- ・ふるさと文化財課窓口（泉町2-2-18：国分寺市役所3階西側）

●埋蔵文化財発掘の届出の提出日について

届出は文化財保護法第93条により、工事着手の60日前までに提出する必要があります。この期限を過ぎてしまいますと、ご計画に大きな影響を及ぼすこともございますので、提出期限の厳守にご協力ください。

●届出書類の記入方法

記入見本を確認の上、ご記入ください。記入漏れや不足書類があると受理できません。

注意：正本はすべてA4版に揃えてください。副本は押印を含めてコピーで構いません。

(1) 埋蔵文化財発掘の届出・通知について（正・副2部）

※別記「1：所在地」は、原則として住居表示でご記入ください。

「2：面積」は、掘削面積をご記入ください。

(2) 承諾書（正・副2部、土地所有者と届出の申請者が異なる場合のみ）

(3) 道路占用許可書の写し（正・副2部、道路上での掘削工事を実施する場合のみ）

※道路占用許可の申請は、道路管理課（国分寺市役所3階中央）の所管です。

(4) 添付図面（正・副2部）

- ・位置図＝「国分寺市遺跡地図」に申請地を朱書きしてください（モノクロで構いません）。

- ・案内図＝住宅地図等に申請地を朱書きしてください。

- ・平面図、配置図＝工事平面図で、掘削範囲や規模（深さ）が分かる図面。

※住宅の場合、基礎や給排水管の配置、地盤改良を行う場合は位置が分かる図面。

その他、駐車場・地下室・造成・擁壁設置などの掘削を伴う工事の図面。

- ・断面図＝掘削の深度が分かるもの。※建物基礎や給排水管の深さ、杭の長さが分かるもの。

- ・地盤改良図＝鋼管杭・柱状改良など（地盤改良が決まっている場合のみ）。

(5) 埋蔵文化財協議書（1部のみ）

※工事の状況を把握しており、協議者として連絡の取れる方の連絡先を記入してください。

(6) 埋蔵文化財調査および出土品権利放棄にかかる承諾書（1 部のみ）。

※土地所有者名で提出、複数の方が所有されている場合は連名で構いません。

●提出方法

(1) 窓口（ふるさと文化財課 史跡係）

(2) 郵送等（不備があった場合訂正を行い、完備した日を受付日とします。余裕を持った届出をお願いします。また郵送事故を防ぐために、事前に電話連絡をお願いします。）

※書類に不備があった場合受理できません。 ※FAX・電子メールでのご提出はできません。

●今後の流れ

○国分寺市ふるさと文化財課からの埋蔵文化財協議書のご返却

届出のご提出から 1 週間ほどで、埋蔵文化財協議書にて、東京都に進達した国分寺市の判断内容（確認調査・立会調査など）を、メールでお知らせいたします。

○東京都教育委員会からの「通知」 【都の通知が正式な指導内容となります】

届出のご提出からおおよそ 1 ヶ月後に、届出の申請者様宛に「通知」が郵送されます。

※代理人の方が届出を提出された場合、このことを必ず申請者にお伝えください。

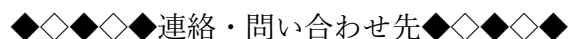
- 立会調査となった場合、工事日時が決定し次第、ふるさと文化財課までご連絡ください。
- 確認調査・発掘調査となった場合、調査担当から詳細をご連絡いたします。

※地盤改良など、工事計画に変更が生じた場合は、埋蔵文化財の取扱判断が変わる可能性があります。そのため、工事内容を変更する場合は、すみやかにふるさと文化財課史跡係まで連絡の上、追加資料のご提出をお願いいたします。

※調査は、規模や状況に応じて 1 日～1 ヶ月程度かかる場合があります。

※原則として調査は更地の状態で開始し、原状回復して終了します。

（令和 7 年 1 月作成）



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

国分寺市教育委員会 教育部 ふるさと文化財課 史跡係

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目 2-18 国分寺市役所 3 階（西側）

TEL 042-300-0073

Mail : bunkazai@city.kokubunji.tokyo.jp